

【事業概況報告書】

I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和5年度（2023年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

(1) 本年度の国内商品取引所の総取引高（オプションを除く。）は321万7,542枚となり、昨年度（212万9,743枚）の151%となった。

取引高を取引所別でみると、東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）が175万1,113枚（昨年度212万4,559枚）、堂島取引所（以下「ODEX」という。）は昨年度末（3月27日）に始まった貴金属の取引が146万6,429枚（同5,184枚）であった。

取引所別の取引金額をみると、TOCOMが6兆1,013億7,215万円、ODEXが1,374億1,380万円であった。

上場商品別の取引高でみると、TOCOMドバイ原油が173万7,724枚（昨年度209万4,716枚）と振るわなかった一方で、ODEX金は142万8,598枚（同5,164枚）であった。

(2) 本年度の大阪取引所（以下「OSE」という。）で取引される商品関連市場デリバティブ取引の総取引高は、1,596万9,015枚（昨年度1,371万3,165枚）、総取引金額は85兆5,095億9,785万円であった。中東パレスチナ自治区ガザでの軍事衝突や円安等を材料に金の価格が1万円台に乗せるなど、OSE、ODEXとも貴金属の取引が好調であった。

(3) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）の取引件数は、10億3,434万5,663件（昨年度15億301万7,305件）、取引金額は31兆1,005億6,100万円（同43兆1,960億4,800万円）であった。

(4) 8月2日、農水省は、「米の将来価格に関する実務者勉強会」の初会合を開催、年度内に計4回（11月2日、12月13日、1月30日）開催した。第4回の会合では、米取引において将来価格を決めることは、先を見通した経営や需要に応じた生産の実現等に寄与するなど、各事業者にとってメリットになるものと考えられ、現物相対取引や現物市場取引に加え、予め取引価格を決めることができる取引形態（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引及び先物市場取引）を組み合わせ活用することにより、生産者等が将来の価格変動に対するリスク抑制を行う場合の選択肢が広がることが期待されるとする取りまとめを公表した。

(5) 9月11日、東京金融取引所は、「銀ETF証拠金取引」及び「プラチナETF証拠金取引」を上場した。

(6) 10月16日、TOCOMやODEXなどが出資するみらい米市場（こめいちば）は、コメ現物市場を開設し、取引を開始した。

(7) 11月28日、経済産業省は、「電力先物の活性化に向けた検討会」の初会合を開催、年度内に計4回（1月16日、2月16日、3月26日）開催した。第4回の会合では、電力会社が電力先物取引に対するヘッジ会計の適用を容易にする環境を整えるため、日本卸電力取引所（JEPX）と連携し、令和6年秋から2段階に分けてTOCOMの先物ポジションに相当する現物をJEPXのス

ポット取引で調達するサービスを開始することがTOCOMから示された。

- (8) 2月21日、ODEXは、米穀指数先物取引の上場認可を農林水産大臣及び経済産業大臣に申請し、3月15日付けの官報で公示された。
- (9) 3月18日、TOCOMは電力先物市場で「月間物」に加え「週間物」の取引を開始した。

2. 本会の動静

(1) 日商協改革の実施

第36回臨時総会（令和4年3月22日開催）で方針を説明したいわゆる「日商協改革」については、昨年度から実行に移し、必要性の低下した業務の縮小や廃止、事務所の移転や退職勧奨による人件費の削減などを行った。本年度は、残されていた事務局組織や理事会、各委員会等の組織・体制の規模縮小を主務省と調整を行いながら実施し、「日商協改革」で掲げた内容はすべて実行に移した。

(2) 本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。

① 自主規制に係る事業

日商協改革の一環として行った綱紀委員会及び外務員登録等資格委員会の統廃合に伴う諸規則の改正（7規則）、廃止（2規則）のほか、商先外務員の再登録の要件を整理するために、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正を行った。

② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員資格試験及び外務員登録資格認定講習並びに登録更新講習を実施した。

(3) 財政については、国内取引を扱う会員の営業収益が引き続き減少していること等を背景に会費収入の減少が見込まれたことから、日商協改革により、昨年度までに事務所移転による賃料の削減や退職勧奨による人件費の削減を行い、財政基盤の安定化を図った。

本年度はこれを土台として当初予算を編成し、本年度決算では当初予算と比べ、収入面では会員の加入や登録料収入の増加で11,988千円の収入増となった一方で、支出面では、投資活動支出において、役員の退職に伴う退職給付引当資産取得支出及び運営準備引当資産取得支出並びにシステム更新等運営準備引当資産取得支出などで58,818千円の支出増となり、次期繰越収支差額は約11,691千円となった。。

Ⅱ 事業計画、会費・予算及び協会運営

1. 本年度の事業計画

第37回臨時総会（令和5年3月20日開催）において決定した令和5年度事業計画は、日商協改革により、法定業務、自主規制業務、会員サービスの各業務の必要性を評価し、必要性が低下した業務は縮小廃止したうえで、4月1日から組織が2部体制（業務部、総務部）となることを前提に策定した。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
 - ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールを整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施

- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習（日本証券業協会の特例商先外務員のための研修内容の整備を含む。）の的確な運営、実施
- (4) 日本証券業協会の商先限定内部管理責任者のための内部管理責任者等資格研修の講習内容の整備

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

2. 会費及び予算

(1) 会費体系、会費の額

本年度の比例会費については、従来どおり比例会費対象額に各社の直近1年間の営業収益のシェアをかけた額とするが、「営業収益の金額」については、令和3年度、4年度と同様に激変緩和措置を講ずることとし、令和3、4年（暦年）の営業収益の平均値を「みなし営業収益」とした。

そして、①定額会費対象額は、例年どおり1社当たり3,000千円、予算作成上の会員数34社で102,000千円、②比例会費対象額は、前述の「みなし営業収益」の見込みが令和3年度比で約63%減少していたため、令和3年度の当初予算の比例会費対象額（69,001千円）に当該率を減じた額を算出（25,531千円）した。

しかしながら、みなし営業収益の減少に伴う比例会費対象額では、令和4年度に実施した職員2名の減員や役職員給与のカット、事務所の移転による賃貸料の見直し等の支出削減によっても不足することから、会員懇談会（令和5年1月6日開催）において増額をお願いした。

この結果、本年度の会費の額については、定額会費対象額が102,000千円、比例会費対象額が44,271千円となった。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 34社
- ・会費必要額 146,271千円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額102,000千円、比例会費対象額44,271千円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,000千円（102,000千円÷34社 百円未満切り捨て）

・ 比例会費 (計算式は下のとおり ※1)

比例会費対象額 (44,271千円)	×	$\frac{\text{一会員の商品先物取引業に係るみなし営業収益の金額※2}}{\text{全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額}} \\ (10,767,101千円※3)$
-----------------------	---	---

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 各社みなし営業収益=R3, R4年の営業収益の合計÷2年

※3 上記※2で算出した各社のみなし営業収益の合計額。

(2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を146,271千円、手数料収入等7,384千円、前期からの繰越額2,232千円を加え、収支同額の155,887千円(昨年度当初予算188,464千円)とした。

(3) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、変更予算を作成した。これは次年度への繰越金額を算出し、収支予算を策定するために行うものでもある。第98回総務委員会(2月19日開催)で検討を行い、第197回理事会(2月28日開催)の審議を経て、第38回臨時総会(3月25日開催)において承認された。

① 収入

当初予算策定時と比較すると、年度内に2社の脱退があったが、当初予算を策定した時点で会費収入を見込んでいなかった2社が、令和4年度末に入会したことに加え、今年度に1社の入会があったことにより、入会金収入と会費収入を合わせて3,618千円の増、事業収入についても、6年度毎の外務員登録更新が集中して行われたことにより、8,874千円の増となったことから、事業活動収入の合計は当初予算額153,655千円に対して12,478千円増の166,133千円となった。

また、投資活動収入は、退職給付引当資産及び運営準備引当資産の取り崩しを行うとともに、IT導入支援事業費補助金を計上し、当初予算の10,000千円に対して18,197千円増加の28,197千円となった。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し、効率的な事業を実施することにより事業費及び管理費とも最大限に全般的な経費節減に努めたが、事業費支出は当初予算額72,719千円に対して1,788千円縮減の70,931千円、管理費支出は、当初予算額70,903千円に対して5,491千円増加の76,394千円となった。この増加は、管理費支出と事業費支出の科目区分の見直しにより生じたものである。

また、投資活動支出は、来年度以降のシステム更新等の見通しや協会業務のデジタル化を進めるため、システム更新等運営準備引当資産を計上した。また、運営準備引当資産へ、一旦取り崩した準備金の戻し入れと協会の安定的運営のために積み増しを行い、退職給付引当資産の取得支出を行った。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、事業活動収支差額は、当初予算額の10,033千円に対して8,775千円増加の18,808千円、投資活動収支差額は、当初予算額のマイナス12,265千円に対してマイナスが18,938千円増加して31,203千円のマイナスとなり、変更収支予算における当期収支差額は、当初予算額のマイナス2,232千円に対してマイナスが10,163千円増加して12,395千円のマイナスとなった。

令和4年度からの繰越収支差額14,455千円を加味すると、次期繰越収支差額は2,060千円となった。

3. 協会運営

(1) 「定款」等の一部改正

日商協改革の一環として、次のとおり定款を一部改正し、施行した。

① 理事会組織の見直し

第95回総務委員会（令和5年2月17日開催）及び第189回理事会（令和5年2月28日開催）の審議を経て、第37回臨時総会（令和5年3月20日開催）において決定した次の㉗から㉙について、4月18日に主務大臣に定款変更の認可申請を、5月1日に補正申請を行い、5月18日に認可され同日施行した。

㉗役員のうち理事の任期を2年から1年に短縮する。

㉘理事の任期を「選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」、監事の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで」とする。

㉙補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期も同様に整理する。

なお、4月18日の認可申請後に改正案の修正が必要となったことから、5月1日に補正申請を行った。

㉚理事のうちから専務理事を「必要に応じて互選することができる」とする。

㉛附則において施行日を主務大臣の認可のあった日とし、現理事の任期を「令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」、監事の任期を「令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」とする。

② 委員会の統廃合

組織の簡素化を目指し、機能及び職務範囲の観点から6つあった委員会を以下のとおり4つの委員会にまとめることとし、これに係る定款の一部改正を第96回総務委員会（5月16日開催）及び第191回理事会（5月24日開催）の審議を経て、第32回通常総会（6月14日開催）において決定し、9月8日に主務大臣に定款変更の認可申請を行い、9月21日に認可され同日施行した。（26頁組織図参照）

改正後	改正前
総務委員会	総務委員会（存続）
自主規制委員会	自主規制委員会（存続）
規律委員会	規律委員会（存続）
—	綱紀委員会（規律委員会に統合）
—	外務員登録等資格委員会（廃止） ・登録の取消しの2審制の部分は理事会 ・外務員の登録に関する事務及び外務員資格試験の実施は自主規制委員会
あっせん・調停委員会	あっせん・調停委員会（存続）

また、この委員会の統廃合に係る定款の改正に伴い、関係7規則を改正し2規則を廃止した。（11条Ⅲ1.(4)①参照）

(2) 「組織規程」の一部改正

日商協改革に伴う事務局組織の見直しとして、第95回総務委員会（令和5年2月17日開催）の審議を経て、第189回理事会（令和5年2月28日開催）において決定した組織規程の改正により、4月1日から次のとおり事務局組織を3部制から2部制に変更した。（26条組織図参照）

⑦自主規制グループ及び管理グループ研修登録担当を統合し、名称を「業務部」とし、相談センターを業務部内に置く。

④管理グループ総務・経理担当の名称を「総務部」とする。

また、この組織規程の変更に伴い関連する内部規程（給与規程、旅費規程、文書及び印章管理規程、情報セキュリティ規程、開示等の請求等の取扱規程、苦情等取扱規程、特定個人情報管理規程、ハラスメント防止規則、公益通報に関する事務処理要領、事務取扱要領等）を改正し、同日付で施行した。

(3) 「給与規程」の一部改正

労働基準法の改正により、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げが4月1日から中小企業に適用されることから、給与規程の当該割増賃金率及び時間外勤務手当の算式を同日付で改正した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 理事の改選

3.(1)①④（6条参照）により、理事の任期が第32回通常総会（6月14日開催）の終結の時までとなったため、諸規則に則って理事の改選が行われ、第32回通常総会において理事12名（会員理事4名、会員外理事8名）が選任された。

また、第32回通常総会閉会後に行われた役付理事互選会により、会長には稲垣隆一理事、副会長には二家勝明理事及び小川潔理事が就任した。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

① 会員理事

第189回理事会（令和5年2月28日開催）において、役員選任規程を改正（令和5年3月1日施行）し、会員役員の選任を選挙で行わないときは、①候補者の選定は選考委員に替えて理事会が行うこと、②理事会はあらかじめ総務委員会の意見を聴くこととした。

また、第37回臨時総会（令和5年3月20日開催）において、次期会員理事の選任方法は選挙ではなく、理事会が指名した候補者を承認する方法で行うことが決議された。

これらにより、会員理事候補者（案）については、第96回総務委員会（5月16日開催）で意見を聴いたところ異議がなかったことから、第191回理事会（5月24日開催）において会員理事候補者を選定した。

② 会員外理事

会員外理事については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

(2) 役員の異動

本年度の役員の異動は次のとおりであった。

① 理事の異動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	有山雅子	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	石崎隆	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	稲垣隆一	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	井上明	会員外	退任	R5. 6. 14
理事	宇佐美洋	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	岡地和道	岡地(株)	再任	R5. 6. 14
理事	小川潔	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	河内隆史	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	多々良實夫	豊トラスティ証券(株)	再任	R5. 6. 14
理事	長澤孝昭	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	永田有広	(株)三井住友銀行	新任	R5. 6. 14
理事	二家勝明	日産証券(株)	再任	R5. 6. 14
理事	升田純	会員外	再任	R5. 6. 14
理事	山崎恒	会員外	退任	R5. 6. 14
理事	永田有広	(株)三井住友銀行	辞任	R6. 3. 31

② 役付理事の異動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
会長	山崎 恒	会員外	退任	R5. 6. 14
会長	稲垣隆一	会員外	新任	R5. 6. 14
副会長	二家勝明	日産証券㈱	再任	R5. 6. 14
副会長	小川 潔	会員外	再任	R5. 6. 14

(3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、あっせん・調停委員会については、4月7日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った。

また、9月21日付の定款の改正により、綱紀委員会の権限は規律委員会に統合、外務員登録等資格委員会の権限は理事会に戻すこととなったため、同日付で両委員会は廃止となった。

(6頁Ⅱ 3.(1)②参照)

委員会名	氏名	事由	年月日	
自主規制委員会	委員長	山崎 恒	辞任	R5. 6. 14
	委員	高須基裕	辞任	R5. 6. 14
	委員長	稲垣隆一	昇任	R5. 7. 27
	委員	後藤 拓	就任	R5. 7. 31
総務委員会	委員	高須基裕	辞任	R5. 6. 14
	委員	後藤 拓	就任	R5. 7. 31
規律委員会	委員長	山崎 恒	辞任	R5. 6. 14
	委員長	稲垣隆一	昇任	R5. 7. 27
	委員	細金英光	就任	R5. 11. 28
	委員	吉野 高	就任	R5. 11. 28
あっせん・調停委員会	委員	饗庭靖之	再任	R5. 4. 7
	委員	小林孝一	再任	R5. 4. 7
	委員	小宮山澄枝	再任	R5. 4. 7
	委員	高井康行	再任	R5. 4. 7
	委員	畑中鐵丸	再任	R5. 4. 7
	委員	平出まや	再任	R5. 4. 7
	委員	八代徹也	再任	R5. 4. 7
	委員	吉野 高	再任	R5. 4. 7
	委員	上原理子	再任	R5. 4. 7
	委員	土谷 明	再任	R5. 4. 7
	委員	法常 格	再任	R5. 4. 7
	委員	播磨政明	再任	R5. 4. 7

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、定款第52条第2項に基づく登録外務員に関する届出の適正な履行に係る指導、委員会の統廃合に伴う諸規則の改正、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の改正、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制整備における会員支援、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者等研修及び内部管理総括責任者等研修を実施した。

なお、受講者、講師の利便性確保等の観点から、これらは動画配信方式により実施した。

① 内部管理責任者等資格研修

本研修は内部管理責任者又は営業責任者の職務に従事する資格を取得するための研修であり、研修受講後の理解度確認テストに合格し、適正受講に係る会員代表者の誓約書を提出した者に対して内部管理責任者又は営業責任者の資格を付与した。

また、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等の資格を有している者（既資格取得者）についても、希望すれば本研修を受講できることから、会員 19 社から 85 名が受講した。

なお、今回は、受講機会を増やすことにより適時の資格取得や研修が可能となるよう、研修期間を従来 of 1 か月間から 3 か月間に拡大した。

【実施期間】 12月1日～2月29日

【研修内容】 【第一部】：事務局（約40分）

内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割及び本会に寄せられた近時の問い合わせ等の傾向について

【第二部】：弁護士 久保賢太郎氏（約90分）

内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について

【理解度確認テスト】：20問（14問以上の正答をもって研修修了）

【受講者】 19社／延べ受講者数85名、合格者84名

（うち既資格取得者は2社／2名）

② 内部管理総括責任者等研修

会員は、内部管理総括責任者1名を定め自社の内部管理体制の整備運用に従事させるべきこと、また本会が1事業年度に1度以上開催する内部管理総括責任者等研修を受講させるべきこと、及び当該研修受講後はその内容に係る社内研修を開催して自社の内部管理責

任者及び営業責任者と情報共有を図るべきことが定められている。

なお、法人顧客のみを有している会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人の代わりに本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められている（代理受講）。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければならないが、その配置人数が少数である場合には、当該社内研修に代えて本研修を受講させることが認められている（代替受講）。

【実施時期】 3月21日～令和6年4月19日

【研修内容】 (1) 事務局講演（約60分）

講師：事務局次長 大畑直之

演題：マネロン・テロ資金供与対策の体制整備における重点項目

(2) 外部講師による講演（約60分）

講師：弁護士 久保賢太郎氏

演題：内部管理総括責任者の責務と近時の規制環境下での留意事項について

【受講者】 120名（うち代理受講は3社／6名）

代替措置による受講 13社／87名

(2) 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

反社会的勢力の排除に関する規則、反社会的勢力照会制度の利用規約に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運営した。本年度の照会件数は、会員9社から1,065件であった。

(3) 定款第52条第2項に基づく登録外務員に関する届出の適正な履行に係る指導等

登録外務員が退職して外務員の職務を行わなくなったにもかかわらず、その雇用主であった仲介業者が、約3か月に亘り、所属商先業者にその事実を通知しなかったため、所属商先業者は本会に対して当該外務員の登録抹消の届出を遅延していたことが判明した。

このことについて、仲介業者は登録外務員が外務員の職務を行わなくなった事実を所属商先業者に報告すること、所属商先業者はその報告を受けて本会に対して登録抹消の届出を行うことが前提となっていることに鑑み、かかる事象の再発防止を図る観点から、定款第52条第2項に基づき、当該所属商先業者に対し、仲介業者を適切に監督し、登録外務員に関する届出を適正に履行するよう、9月29日に書面にて要請した。

(4) 自主規制ルールの整備

① 委員会の統廃合に伴う諸規則の改正

会員代表者懇談会（令和5年1月16日開催）及び第188回理事会（令和5年1月24日開催）で了解を得た委員会の統廃合についての考え方にに基づき、6つの委員会のうち、綱紀委員

会及び外務員登録等資格委員会を廃止し、総務委員会、自主規制委員会、規律委員会及びあっせん調停委員会の4つにまとめることとした。(6頁 II 3.(1)②参照)

具体的には、総務委員会、自主規制委員会及びあっせん調停委員会をそのまま存続させ、綱紀委員会の所掌を規律委員会に統合し、規律委員会に会員等の役員使用人等に対する指導、勧告、処分について審議する指導等小委員会を新たに設置すること、外務員登録等資格委員会の所掌を理事会に戻すこととした。

これに伴い、関係する定款及び役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則、同聴聞に関する細則、規律委員会規則、同規則に関する細則、会員等の外務員の登録等に関する規則、外務員資格試験等規則及び制裁規程に関する細則について所要の改正を行うとともに、綱紀委員会規則及び外務員登録等資格委員会規則を廃止することを、第80回自主規制委員会（5月15日開催）及び第96回総務委員会（5月16日開催）の審議を経て、第191回理事会（5月24日開催）にて決定し、9月21日から施行した。

② 「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正

令和2年7月27日の総合取引所化によるビジネス環境の大きな変化を踏まえ、令和3年7月1日から、従来からの商先法に関連する知識だけでなく、商品関連市場デリバティブ取引を中心とした金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の知識も併せて問う外務員登録資格試験として、新たに商品デリバティブ取引総合試験（以下「総合試験」という。）を設けた。そして、総合試験の合格者について、日本証券業協会が商品関連デリバティブ取引に係る業務に従事できる特例商先外務員の資格の認定を与えることとなり、総合試験に合格することで本会の商先外務員及び日本証券業協会の特例商先外務員の登録を受けることが可能となった。

その後、商先外務員としての再登録に際し、併せて特例商先外務員の資格の取得を企図する者が、登録更新講習の受講に代えて総合試験を受けるケースが出てきた。

商先外務員の登録を抹消してから6年を超えない者の再登録については、「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則第3条第1号に「登録更新講習の受講修了証書を有している者であること。」と規定しているため、商先外務員の再登録に際して、特例商先資格を得るために総合試験に合格しても、登録更新講習を受講修了していないことから、商先外務員の再登録ができないと解する余地が生じた。

また、商先外務員の登録抹消から6年を超える者の再登録についても、同細則第3条第2号で外務員登録資格試験に合格した者であることを原則としつつ、但書きに「登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、登録更新講習を受講し、修了証書を取得した場合はこの限りではない。」と規定しているため、第1号と同様に解する余地が生じた。

商先外務員の登録に際しての保有知識の観点では、新規登録の際に外務員登録資格試験に合格した知識を登録更新講習でアップデートした知識に比べて、再登録に際して新たに

総合試験に合格した知識が劣ることはないと考えられることから、商先外務員の再登録の要件について、本会の実施する外務員登録資格試験に合格した場合も対象となる旨の解釈を明確にする通知を令和5年3月27日付けで発出した。

その後、上記解釈の明確化と運用の安定化を図るため、また、当該解釈は、商先外務員の登録更新についても再登録と同様の考え方で整理できることを踏まえ、あわせて「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則について所要の改正を行うこととし、第81回自主規制委員会（11月16日書面審議）を経て、第194回理事会（11月28日開催）において決定し、12月1日から施行した。

(5) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制整備における会員支援

これまで本会では、①「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・ガイドライン」という。）の「対応が求められる事項」の全項目について、主務省が商先業者に対して令和6年3月末までに対応を完了させ体制を整備するよう期限を設定したことを受け、令和3年12月14日にその旨を会員に周知する、②令和3年10月19日に主務省がマネロン・ガイドラインを改正したのを受け、令和4年3月11日に「マネロン・ガイドラインの実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対策の考え方～」を改訂して会員に提供するなどの支援を行ってきた。加えて、商先業者における体制整備の期限が令和5年度末であることを踏まえ、会員の継続的な体制整備の取組みを支援するため、複数の会員に体制整備の進捗状況等をヒアリングした上で、体制整備を図る上での重点項目をとりまとめ、これを会員に周知することとし、まずは内部管理総括責任者等研修において「マネロン・テロ資金供与対策の体制整備における重点項目」として講演し、説明した。（10頁Ⅲ 1. (1)②参照）

(6) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（令和5年4月解決分の5月報告から令和6年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が24件、様式第3号が4件であった。

(7) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、対象会員25社の決算に合わせ年次開示資料を本会ウェブサイトに掲載した（12月決算は5月25日に3社、8月10日に1社、3月決算は8月10日に19社、5月決算は10月2日に1社、9月決算は2月19日に1社）。

なお、第189回理事会（令和5年2月28日開催）において決定した会員企業情報の本会ウェブサイトへの掲載方法の変更について、3月決算の会員19社から適用を開始した。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項

及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時その提出を求め、本会ウェブサイトに掲載した。

本会ウェブサイトにおける掲載期間を超え、現在未掲載となっている年次開示資料等（令和3年3月期前及び脱退会員等に係るもの）の開示請求はなかった。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせ（相談）の応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 問い合わせ（相談）の受付状況

① 問い合わせ（相談）受付件数及びその内容別内訳

問い合わせの内容	本年度	昨年度
商品デリバティブ取引	69	76
商品関連市場デリバティブ取引	22	9
その他金融商品	54	43
合計	145	128

相談センターに寄せられた問い合わせ（相談）の総受付件数は145件であり、昨年度の128件から17件（13.3%）増加した。そのうち、商品デリバティブ取引に関するものが69件（47.6%）、金商法の規制を受ける取引（商品関連市場デリバティブ取引とその他金融商品の合計）が76件（52.4%）であった。

なお、商品先物取引に関係するもの（商品デリバティブ取引と商品関連市場デリバティブ取引の合計）は91件（62.8%）であった。

② 会員種別受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	61	48
国内取引	(17)	(10)
外国取引	(0)	(1)
店頭取引	(21)	(20)
商品関連市場デリバティブ取引	(8)	(5)
その他金融商品	(15)	(12)
元会員等に関するもの	5	25
その他	79	55
合計	145	128

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの

元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの

その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせ（相談）のうち、現会員等に関するものが61件（42.1%）、元会員等に関するものが5件（3.4%）、その他が79件（54.5%）であった。

また、現会員等の商品デリバティブ取引別内訳をみると、国内取引は17件（昨年度10件）、外国取引が0件（同1件）、店頭取引が21件（同20件）となり、昨年度と同様に店頭取引が国内取引の件数を上回った。

③ 問い合わせ（相談）の内容別件数

問い合わせ （相談）の内容	本年度			昨年度		
	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）
制度、仕組み	51	24	27	60	39	21
勧誘	10	3	7	8	4	4
売買	47	17	30	32	14	18
会員	36	24	12	23	17	6
その他	1	1	0	5	2	3
合 計	145	69	76	128	76	52

商品デリバティブ取引69件（昨年度76件）の内容別件数は、「制度、仕組み」（昨年度39件）と「会員」（同17件）が共に24件（各34.8%）で最も多く（69.6%）、次いで「売買」（同14件）が17件（24.6%）で続き、「勧誘」（同4件）は3件（4.3%）であった。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

苦情の受付件数は0件であり、2021年度から3年連続で申出が皆無であった。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	1 (1)	1 (1)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	1 (1)	0 (0)
合 計	2 (2)	1 (1)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度より1件増の2件で、「国内取引」と「店頭取引」の申出であった。

なお、これらは苦情を経ずに直接紛争仲介の申出を受けたものである。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	1 (50.0%)	1	0 (0.0%)	0
不当売買類型	1 (50.0%)	1	1 (100.0%)	1
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	2 (100.0%)	2	1 (100.0%)	1

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型は、「不当勧誘類型」と「不当売買類型」であった。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	0 (50.0%)	0	3 (100.0%)	3
取下げ	1 (0.0%)	1	0 (0.0%)	0
打切り	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
処理中	1 (50.0%)	1	0 (0.0%)	0
合計	2 (100.0%)	2	3 (100.0%)	3

処理を終了した1件は、申出人の都合により取下げとなったものである。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	0	0
紛争仲介直接申出	2	1
合計	2	1

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は、昨年度より1件増の2件であった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	1 (50.0%)	1	0 (0.0%)	0
不当売買類型	1 (50.0%)	1	1 (100.0%)	1
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
その他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合計	2 (100.0%)	2	1 (100.0%)	1

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

2件の苦情等の申出事由類型別は、「不当勧誘類型」、「不当売買類型」で、いずれも「紛争仲介直接申出」によるものがあった。

③ 苦情等申出人（2名）の属性及び申出の契機

- ・性別は、男性と女性であった。
- ・両名とも商品デリバティブ取引は、未経験者であった。
- ・年代別では、50歳代と70歳代であった。
- ・職業別では、会社役員と無職であった。
- ・申出の契機は、「契約締結前交付書面等を見て」と、その他（相手方管理部の説明）であった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員への情報提供

6月29日に令和4年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介をあっせん・調停委員に送付し、情報提供を行った。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、省令第129条に基づいて苦情の相談に応じたときに「苦情処理状況報告書」を主務大臣に提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を提出することとなっている。

また、あっせん・調停については、省令第131条に基づいてあっせん又は調停を行ったときに「あっせん・調停処理状況報告書」を主務大臣に提出することとなっている。

受付が0件であった苦情は報告書等を提出する必要がなく、あっせん・調停は8月分と1月分の「あっせん・調停処理状況報告書」を提出した。

(7) 会員への情報提供

① 相談（問い合わせ）状況通知書

令和4年度に受け付けた相談件数及び相談内容について、4月17日に会員等に通知した。

② 苦情処理状況通知書及び紛争処理状況通知書

苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、令和4年度の苦情と紛争の受付件数及び処理状況等について、4月17日に会員等に通知した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計結果と年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2022年度（令和4年度）相談等業務レポート」を本会ウェブサイトに掲載した。

② ウェブサイトによる相談等受付

利用者の利便性向上を目的として本会ウェブサイト上で相談、苦情等の受付を行っており、本年度は3件（昨年度も3件）受け付けた。

(9) 消費者相談機関等との情報交換等

金融トラブル連絡調整協議会（6月23日、2月2日）に出席し、消費者団体、金融庁所管の指定紛争解決機関、業界団体、自主規制機関等と情報交換を行った。

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項及び第240条の11に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。

(1) 外務員登録

本年度末において登録を受けている外務員の数は21,399名であり、昨年度末の21,451名から52名の減少となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

	合 計	うち国内市場取引	うち仲介業者
新規登録者数	1,888名	222名	1名
登録更新者数	7,325名	76名	34名
登録抹消者数	1,940名	192名	3名
年度末外務員数	21,399名	1,041名	35名

(2) 外務員登録資格試験の実施

外務員資格試験及び外務員登録資格認定講習の延べ受験・受講者数は397名であり、昨年度の受験者189名より208名増加した。(外務員登録資格認定講習は令和5年3月30日より開始)

	商品先物取引限定試験			商品デリバティブ取引総合試験			外務員登録資格認定講習		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	合格者数	合格率
4月	6名	4名	66.7%	18名	16名	88.9%	17名	16名	94.1%
5月	7名	6名	85.7%	11名	10名	90.9%	96名	95名	99.0%
6月	6名	4名	66.7%	1名	1名	100.0%	22名	21名	95.5%
7月	8名	6名	75.0%	2名	2名	100.0%	11名	11名	100.0%
8月	4名	3名	75.0%	2名	1名	50.0%	9名	9名	100.0%
9月	12名	9名	75.0%	0名	0名	-	17名	16名	94.1%
10月	9名	6名	66.7%	0名	0名	-	3名	3名	100.0%
11月	4名	1名	25.0%	1名	1名	100.0%	3名	3名	100.0%
12月	6名	6名	100.0%	1名	1名	100.0%	8名	8名	100.0%
1月	11名	7名	63.6%	1名	0名	0.0%	2名	2名	100.0%
2月	10名	9名	90.0%	0名	0名	-	50名	50名	100.0%
3月	11名	8名	72.7%	6名	4名	66.7%	22名	22名	100.0%
合計	94名	69名	73.4%	43名	36名	83.7%	260名	256名	98.5%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講・修了者数は152名であり、そのうち、更新のための修了者は123名、再登録のための修了者は29名であった。その内訳は下表のとおりである。

	修了者数	更新者数	再登録者数
4月	17名	14名	3名
5月	14名	12名	2名
6月	39名	36名	3名
7月	6名	6名	0名
8月	9名	8名	1名
9月	11名	5名	6名
10月	13名	4名	9名
11月	0名	0名	0名
12月	10名	9名	1名
1月	11名	10名	1名
2月	14名	12名	2名
3月	8名	7名	1名
合計	152名	123名	29名

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてウェブサイトを用いている。本年度における本会ウェブサイトの総訪問件数は353,067件であり、昨年度(318,119件)より34,948件増加した。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため会報(本年度より7月、1月の2回)を作成し、本会ウェブサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

本会ウェブサイトの会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律(商先法)により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会ウェブサイトに掲載した。

(2) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計3回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計32回発行した。

IV 資 料

1. 役員名簿（令和6年3月31日現在）

役 職	氏 名	摘 要
会 長	稲 垣 隆 一	弁 護 士
副 会 長	二 家 勝 明	日産証券(株)会長
副 会 長	小 川 潔	会 員 外
理 事	有 山 雅 子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問
理 事	石 崎 隆	(株)東京商品取引所社長
理 事	宇 佐 美 洋	多摩大学大学院名誉教授
理 事	岡 地 和 道	岡地(株)社長
理 事	河 内 隆 史	明治大学名誉教授
理 事	多々良 實 夫	豊トラスティ証券(株)会長
理 事	長 澤 孝 昭	ジャーナリスト・(株)時事総合研究所客員研究員
理 事	永 田 有 広	(株)三井住友銀行常務執行役員市場営業統括部長
理 事	升 田 純	弁 護 士
監 事	木 下 恵 嗣	公 認 会 計 士
監 事	中 島 義 則	弁 護 士
監 事	細 金 英 光	フジトミ証券(株)社長

※永田有広理事は3月31日付で辞任

2. 委員会委員名簿 (令和6年3月31日現在)

(1) 規律委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲 垣 隆 一	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
副委員長	二 家 勝 明	協会会員副会長
委 員	石 崎 隆	協会理事
委 員	岡 地 和 道	協会会員理事
委 員	多々良 實夫	協会会員理事
委 員	中 島 義 則	協会監事
委 員	細 金 英 光	協会会員監事
委 員	吉 野 高	弁護士

(2) あっせん・調停委員会

役 職	氏 名	摘 要
<u>関東地区</u>		
委 員	饗 庭 靖 之	弁護士
委 員	小 林 孝 一	弁護士
委 員	小宮山 澄枝	弁護士
委 員	高 井 康 行	弁護士
委 員	畑 中 鐵 丸	弁護士
委 員	平 出 ま や	弁護士
委 員	八 代 徹 也	弁護士
委 員	吉 野 高	弁護士
<u>関西地区</u>		
委 員	上 原 理 子	弁護士
委 員	土 谷 明	弁護士
委 員	法 常 格	弁護士
委 員	播 磨 政 明	弁護士

(3) 常設委員会

① 自主規制委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲 垣 隆 一	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
委 員	尾 崎 安 央	早稲田大学
委 員	河 内 隆 史	協会理事
委 員	後 藤 拓	(株)三井住友銀行
委 員	近 藤 益 生	岡地(株)
委 員	佐 川 浩	I G 証券(株)
委 員	瀧 田 照 久	豊トラスティ証券(株)

役 職	氏 名	摘 要
委 員	畑 中 鐵 丸	弁 護 士
委 員	松 田 勇 次	日 産 証 券 (株)

② 総務委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	二 家 勝 明	協 会 会 員 副 会 長
副 委 員 長	多 々 良 實 夫	協 会 会 員 理 事
委 員	岡 地 和 道	協 会 会 員 理 事
委 員	木 下 恵 嗣	協 会 監 事
委 員	釧 持 宏 昭	北 辰 物 産 (株)
委 員	後 藤 拓	(株) 三 井 住 友 銀 行
委 員	中 島 義 則	協 会 監 事
委 員	細 金 英 光	協 会 会 員 監 事
委 員	依 田 年 晃	サ ン ワ ー ド 貿 易 (株)

3. 会員の異動

年度当初の本会の会員は36社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は34社となった。

(1) 加入

会員名	会員代表者名	年月日
(株)SBIネオトレード証券	中村昌靖	R5. 7. 1
(株)外為どっとコム	竹内 淳	R5.12.26

(2) 脱退

会員名	事由	年月日
SBIプライム証券(株)	(株)SBIネオトレード証券との合併により解散したため	R5. 7. 1
大起証券(株)	商品先物取引業廃止	R5. 7.14
(株)FXプライムbyGMO	GMOコイン(株)との合併により解散したため	R5. 9. 1
L I N E 証券(株)	商品先物取引業廃止	R6. 3.31

(3) 商号の変更

会員名	旧商号	年月日
G M O 外貨(株)	外貨e x b y GMO(株)	R5. 7. 1

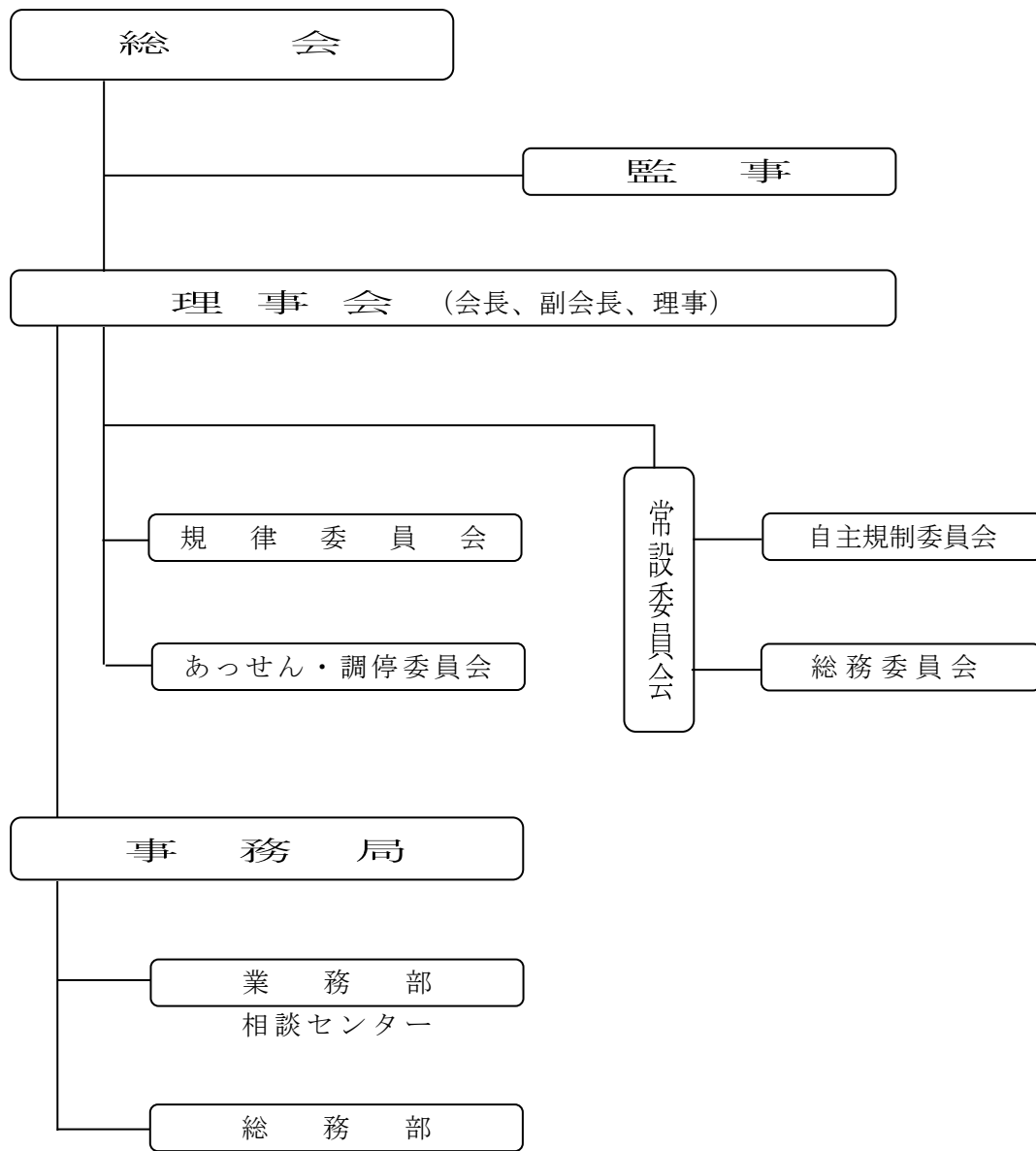
(4) 会員代表者の変更

会員名	新代表者名	旧代表者名	年月日
(株)みずほ銀行	橋口雅勝	三浦裕介	R5. 4. 1
(株)三菱UFJ銀行	山下篤志	上岡智之	R5. 4. 3
クリエイトジャパン(株)	島津嘉弘	中村鉄太郎	R5. 6.27
G M O 外貨(株)	小西洋平	松本好史	R6. 3.22

4. 会員名簿 (令和6年3月31日現在、34社)

(会員名)	(会員代表者名)	(所在地)
あ い 証 券 株	代表取締役社長 加藤丈典	〒106-6007 東京都港区六本木1-6-1
I G 証 券 株	代表取締役社長 古市知元	〒106-6026 東京都港区六本木1-6-1
株 あ お ぞ ら 銀 行	代表取締役社長 谷川 啓	〒102-8660 東京都千代田区麹町6-1-1
株 ア ス テ ム	代表取締役社長 北川具宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
インタラクティブ・ブローカーズ証券株	代 表 取 締 役 ダニエルケリガン	〒100-6025 東京都千代田区霞が関3-2-5
A I ゴールド証券株	代表取締役社長 若林正俊	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12-8
株 S B I 証 券	代表取締役社長 高村正人	〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1
株 S B I ネオトレード証券	代表取締役副社長 中村昌靖	〒106-6029 東京都港区六本木1-6-1
O A N D A 証 券 株	代表取締役社長 柳澤義治	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-13
岡 地 株	代表取締役社長 岡地和道	〒104-0033 東京都中央区新川1-21-2
岡 安 商 事 株	代表取締役社長 杉本良隆	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-3-8
株 外 為 ど っ と コ ム	代表取締役社長 竹内 淳	〒105-0021 東京都港区東新橋2-8-1
クリエイトジャパン株	代表取締役社長 島津嘉弘	〒104-0061 東京都中央区銀座3-14-13
株 コ ム テ ッ ク ス	代表取締役社長 有馬誠吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-10-14
ゴールデンウェイ・ジャパン株	代表取締役社長 吳 一帆	〒108-0073 東京都港区三田2-11-15
サクソバンク証券株	代表取締役社長 ゲーデヨハン	〒106-6036 東京都港区六本木1-6-1
株 さ く ら イ ン ベ ス ト	代 表 取 締 役 服部美月	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-6
サンワード貿易株	代表取締役社長 依田年晃	〒163-1443 東京都新宿区西新宿3-20-2
G M O 外 貨 株	代表取締役社長 小西洋平	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
G M O クリック証券株	代表取締役社長 高島秀行	〒153-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
株 D M M . c o m 証 券	代 表 取 締 役 谷川龍二	〒103-6010 東京都中央区日本橋2-7-1
豊田通商メタルズジャパン株	代 表 取 締 役 田中隆一郎	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-11-27
日 産 証 券 株	代表取締役会長 二家勝明	〒104-0061 東京都中央区銀座6-10-1
フィリップ証券株	代表取締役社長 永堀 真	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4-2
フジトミ証券株	代表取締役社長 細金英光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5
北 辰 物 産 株	代表取締役社長 釦持宏昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2
株 北 陸 銀 行	代表取締役頭取 中澤 宏	〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26
株 マネーパートナーズ	代表取締役社長 福島秀治	〒106-6233 東京都港区六本木3-2-1
株 み ず ほ 銀 行	市場営業部部長 橋口雅勝	〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5
株 三 井 住 友 銀 行	常務執行役員市場営業統括部長 永田有広	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-1-2
株 三 菱 U F J 銀 行	執行役員市場企画部長 山下篤志	〒100-8330 東京都千代田区丸の内2-7-1
モルガン・スタンレーMUFG証券株	代表取締役社長 田村浩四郎	〒100-8104 東京都千代田区大手町1-9-7
豊トラスティ証券株	代表取締役会長 多々良實夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-16-12
株 楽 天 証 券 株	代表取締役社長 楠 雄治	〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21

5. 協会組織図 (令和6年3月31日現在)



6. 事務局職員の異動

役職名 〔前職〕	年月日	氏名	
業務部 部長 兼 相談センター 〔自主規制グループ グループ長〕	R5. 4. 1	大畑直之	
業務部 部次長 〔管理グループ グループ長代理 (研修登録担当)〕	R5. 4. 1	谷口太郎	
業務部 部次長 兼 相談センター長 〔自主規制グループ 次長 兼 相談センター〕	R5. 4. 1	小河哲	
総務部 部長 兼 相談センター 〔相談センター 次長〕	R5. 4. 1	関口謙	
総務部 課長 〔管理グループ 課長 (総務・経理担当)〕	R5. 4. 1	進藤深雪	
総務部 課長 〔管理グループ 課長 (総務・経理担当)〕	R5. 4. 1	有田真津弓	
業務部 課長 〔管理グループ 課長代理 (研修登録担当)〕	R5. 4. 1	近堂恵美	
出 向 者	総務部付 〔管理グループ (総務・経理担当) 付〕	R5. 4. 1	芝崎昌彦
	総務部付 〔管理グループ (総務・経理担当) 付〕	R5. 4. 1	登内秀明
	総務部付 〔管理グループ (総務・経理担当) 付〕	R5. 4. 1	森野泰功
	総務部付 〔管理グループ (総務・経理担当) 付〕	R5. 4. 1	大久保信正
事務局次長 兼 相談センター 〔業務部 部長 兼 相談センター〕	R6. 1. 1	大畑直之	
業務部 部長 兼 相談センター長 〔業務部 部次長 兼 相談センター長〕	R6. 1. 1	小河哲	

7. 令和5年度主要会議

年月日	会議名	主要議題等
令和5年		
5. 15	第80回自主規制委員会	1. 委員会の統廃合に伴う諸規則の改正について 2. その他
5. 16	第96回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和4年度事業報告及び収支決算について 2. 定款の一部改正について 3. 内部諸規程の一部改正について 4. 理事会の会員理事候補者の選定に関する意見について
5. 24	第191回理事会（日商協会議室）	1. 令和4年度事業報告及び収支決算について 2. 委員会の統廃合に伴う定款及び諸規則の改正について 3. 会員理事候補者の選定について 4. 第32回通常総会の開催について
6. 14	第32回通常総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和4年度事業報告及び収支決算について 2. 定款の一部改正について 3. 理事の選任について
6. 14	役付理事互選会（委託者保護基金大会議室）	1. 役付理事の選出について
7. 27	第192回理事会（日商協会議室）	1. 会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序について 2. 委員会委員長の委嘱の同意について (1) 自主規制委員会委員長の委嘱の同意 (2) 規律委員会委員長の委嘱の同意 3. 役員退任慰労金の支給について
9. 26	第193回理事会（日商協会議室）	その他（報告事項）
11. 14	第97回総務委員会（日商協会議室）	1. 事業の進捗状況について 2. 令和5年度上半期収入及び支出の実績と見込みについて
11. 16	第81回自主規制委員会（書面審議）	「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について
11. 28	第194回理事会（日商協会議室）	1. 「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について 2. 規律委員会委員の委嘱の同意について
12. 20	第195回理事会（書面審議）	商品先物取引業者の本会加入について
令和6年		
1. 24	第196回理事会（日商協会議室）	その他（報告事項）
2. 19	第98回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業計画の作成について 2. 令和5年度変更収支予算及び令和6年度収支予算の作成について
2. 28	第197回理事会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業計画について 2. 令和5年度変更収支予算及び令和6年度収支予算について 3. 第38回臨時総会の開催について 4. 次期会員役員の選任方法について
3. 25	第38回臨時総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和6年度事業計画について 2. 令和5年度変更収支予算及び令和6年度収支予算について 3. 次期会員役員の選任方法について

